

京都市教育委員会教育長訓令甲第12号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

別表指導部学校指導課の項を削り、同表図書館の項中「久世ふれあいセンター図書館」の右に「(久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)